

情報通信審議会 情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会
(第16回)

日時 平成17年10月6日(木)

午後4時から

場所 総務省8階 第1特別会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 第2次中間答申以降の取り組み等について

(2) 地上デジタル放送推進に関する今後の進め方について

(3) その他

3 閉 会

1 パブリックコメントの実施

期 間 8 / 1 ~ 9 / 16

意見数 229件 総意見数 684件

2 第2次中間答申全国説明会の実施

期 間 8 / 25 ~ 9 / 14

対 象 自治体、放送事業者、CATV事業者等

方 法 (説明者) 総務省担当者

(会 場) 各地方総合通信局で実施(札幌、仙台、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、松山、熊本、那覇)

3 中継局整備計画の策定着手

9 / 8 全国放送事業者に対して中継局整備計画の策定を依頼

12 / 1 「中継局ロードマップ」として公表することを目標

4 IP等実証実験の公募開始

9 / 21 入札公告(官報 調達公示)

通信インフラを活用した地上デジタル放送伝送システムの利活用に関する調査研究

サーバー型放送の公共分野における利活用に関する調査研究

地上デジタル放送による携帯受信端末向け情報提供システムの利活用に関する調査研究

高度なデータ放送に関する調査研究

地上デジタル放送の電波遮蔽空間における受信に関する調査研究

5 アナログ放送停波告知の開始

9 / 30 アナログ受信機へのシール添付による2011年アナログ放送停波告知の開始の報道発表

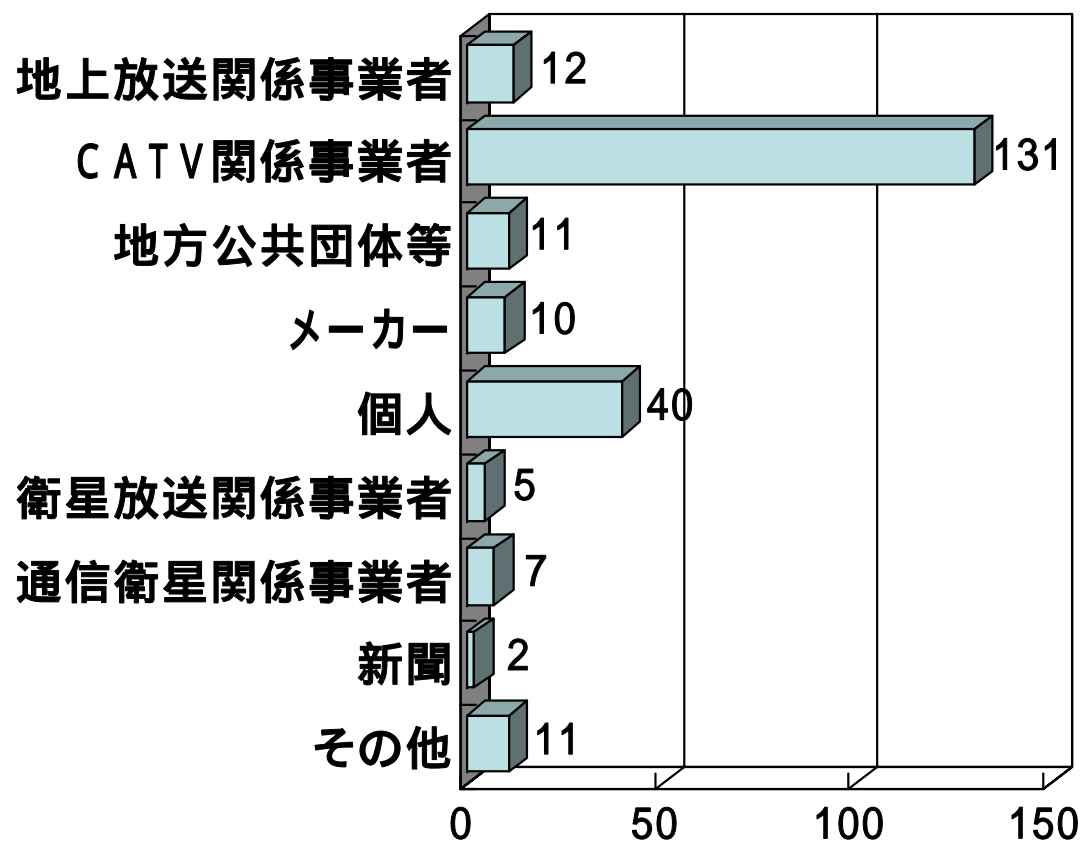
10 / 22 販売店等において、順次店頭貼付を開始予定

情報通信審議会第2次中間答申(平成17年7月29日) に対するパブリックコメントの概要

平成17年10月6日
事務局

パブリックコメント提出状況

	提出件数
地上放送関係事業者	12
CATV関係事業者	131
地方公共団体等	11
メーカー	10
個人	40
衛星放送関係事業者	5
通信関係事業者	7
新聞	2
その他	11
合計	229



パブリックコメント集 <目次>

地上放送関係事業者関連	・ ・ ・	3
C A T V 関係事業者関連	・ ・ ・	8
地方公共団体等関連	・ ・ ・	14
メーカー関連	・ ・ ・	18
個人関連	・ ・ ・	21

「通信・放送融合」の積極的活用等による「円滑なデジタル全面移行」の実現

(1) 基本的な考え方

地上放送の特性である「簡便な方法での受信」「基幹メディアとしての役割」「災害時のライフライン」「携帯・移動体向け放送の拡充」などの要素を考えると、IPインフラと衛星はあくまで補完的利用と考えるべき。基幹メディアであり続けるためには、中継局による全エリアカバーが基本。民放事業者は「あまねく」に向けた努力を惜しむものではないが、自助努力を超えるものについては、情報格差是正施策、地域振興策、ふるさと融資等に加えて、視聴者保護の観点から幅広く新たな公的支援の枠組みも用意し、迅速かつ積極的にこれを実施すべき

(2) 受信環境の整備

放送事業者が求めたのは「私的録画の範囲内」に限定する方策であって、技術的な解があるのであれば、必ずしも「コピーワンス」に拘るものではないが、一方では、既に始まっている「コピーワンス」に無用の混乱を来たさないことも重要。ムーブ実行の際のトラブル対策等は前向きに検討していくことが必要だが、コピーワンスそのものの見直しは現行の著作権保護の仕組みを前提とする「運用改善」に限定すべき

著作権保護の運用の見直しについては、著作権保護の主旨や必要性を十分理解したうえで、視聴者の利便性と保護の実効性を両立させるべく、視聴実態の変化や技術レベルの進化に合わせて関係者が継続的に議論していく必要がある

コピー制御に関する利用者からの指摘等への対応としては、まず著作権保護の重要性に鑑み、その目的と必要性について、国民の十分な理解を得られるように、普及啓蒙と情報提供の取り組みを強化することが必要。現段階においては、普及啓蒙と情報提供の取り組みにおいて、更なる努力と工夫が求められており、その成果を明らかにすることなく、運用の見直しを論じるべきではない

著作権保護は、技術的手段のみによって成立するものではないため、いわゆる無反応機器に対する法的規制の検討や、著作権侵害の監視、チェック機能の強化など、制度面での対応についても、あわせて検討を進めて行くべき

コピーワンスの問題は、一義的には機器の機能に起因する問題であり、2011年までにデジタル放送への移行を図るために国を挙げて取り組むべき課題とは異質なものと

民間の契約が締結されない場合には、提言で示された技術的な課題が解決されても、地上波の再送信の実現は困難。このため、著作権団体など、著作権処理の契約に関係する者たちが本提言による地上波の再送信の意義を理解するよう、政府があらゆる方策を講じることを期待

技術面(及び運用面)からの、再送信での必要な諸条件(同時同内容、放送対象地域遵守など)がきちんと完備されることは当然のことであるが、技術面での進展と環境変化は日進月歩であることから、むしろ、制度や法的な面からこのような諸条件が守られるべく整備を改めて進めていくことが重要かつ必要不可欠

(3) IPマルチキャスト・衛星

全体について

2011年まであと6年という短い期間にこれを行うことは大きな困難を伴うものであり、あらゆる補完的な手段を併行して実施する必要があると考えている。今回示された情報通信審議会の第2次中間答申は、さまざまな補完的な手段を講じて地上デジタルテレビ放送の早期普及を図ることを提言しており、その基本的な方向については適切なものとする。ただし、補完的な手段を講じるにあたっては、視聴者の利益を最優先に考え、地上デジタルテレビ放送と同等の魅力あるサービスを提供することによって、デジタル化の成果を視聴者が格差なく享受できる環境を確保することが重要

条件不利地域問題の解消に向けて行政がどのように主導的役割を果たすのか、その基本的な考え方と具体的な政策アプローチについて、より積極的な取り組みを期待。また、地上波デジタル放送に直接関わる様々な事業者、団体などを含めた、より開放的な枠組みでの検討を強く求める

「IP」も「衛星」も地上波の地域免許制度に合わせた地域限定の考え方を再送信の条件として提言したことについて、情報通信審議会を評価。提言された再送信に関するこの考え方は、「IP」や「衛星」だけでなく、政策の整合性から「ケーブルテレビ」にも適用されるもの

IPによる放送サービスの再送信については現時点では反対。IPでの再送信という考え方は、最終的に今より以上に視聴者にテレビ視聴のために、経済的負担を負わせるもので、「テレビは無料」という特性を否定するもの

条件不利地域(山間部など難視聴地域)において共同受信施設で地上アナログテレビ放送を受信している視聴者についても、個別受信や現行施設の改修などによる地上デジタルテレビ放送の受信確保が必要

IPインフラや、衛星など新たな伝送路の導入は、条件不利地域を多く抱えるなどの物理的な問題から2010年末迄に中継局の整備がカバーエリア100%に達しない県域を対象として検討すべきであり、放送事業者の地上デジタル放送の普及に対する自助努力を促進する施策であることを期待

デジタルへの全面移行を、一層、確実なものとするために、視聴者に負担がかからないパススルー方式によるケーブルテレビの再送信の普及方策の提言を希望。通信インフラ(光ファイバー)を利用する場合には、既に、実用化しているSTBを必要としないRF方式による再送信に対しても同様

地上放送関係事業者関連

(3) IPマルチキャスト・衛星

IPマルチキャストについて

まずは実験を通して要求条件が満たされるかどうかを見極めることが重要であり、実験を通しての検討を経ずに実用化を既定の方針とすることは適当でない。「SD品質で2006年から、HD品質で2008年中に」とする実用化時期は、実験結果を踏まえて柔軟に見直していく必要がある

ハイビジョン品質の映像が伝送されることや地域限定に加え、データ放送の伝送や著作権保護など、地上デジタルテレビ放送で行っている放送サービスとの同時性・同一性が保持されることが重要。実現にあたっては、実証実験を通じてこうした点の技術的な解決策を検討していくことに加え、視聴者や放送事業者が新たに過大な経済的負担を被ることがないように、放送制度や著作権制度・運用ルール等の整備を含む政策的な検討も併せて行われるべき

補完・代替伝送路としては、パススルー方式による有線テレビ放送も広がりつつあり、今後はWDM(光波長多重)方式の有線役務利用放送の活用も重要であって、IP再送信だけに偏った考え方をとるべきではない

IP伝送などによる通信インフラの活用は時代の流れであり、技術進歩の成果を生かし、通信インフラを地上デジタルテレビ放送の再送信手段として活用することは、2011年までにデジタル放送への移行を実現するための補完的な手段として有効

地上デジタルテレビ放送はケーブルテレビや光波長多重方式を用いる通信役務利用放送ではすでに再送信されており、かつ、ケーブルテレビ等では事業者が設備投資を行ってハイビジョン伝送等直接受信と同等のサービスが可能になっているなどの実情に配慮する必要がある

オープンなネットワークをベースに発展してきたIPを利用する際には、セキュリティが大きな問題。映像音声等の改ざんやサイバー攻撃による放送障害なども考えられることから、万全の担保措置が必要

IPインフラを用いて「放送」を行う場合の著作権法上の取扱いについては、地上デジタル放送の再送信のための「放送」に限定して適用すべきものであり、他の「放送」に適用してはならない

条件不利地域のコストを都市部で回収することを想定したビジネスモデルを想定することは適切でない

IPインフラを用いて伝送される場合の技術的要件に「視聴者の匿名性の担保」を追加するべきである

(3) IPマルチキャスト・衛星

衛星について

基本的な考え方について 技術的な解決可能性についての実証は、地上放送との「同一性・同時性」が確保できるかどうか、及び地域免許と整合性のとれる「地域限定性」が担保できるかどうかの観点から、あらゆる課題について実施すべき。また、課題について、安易に視聴者の判断に委ねることのないよう望む

衛星を活用した場合の放送サービスの範囲について 衛星放送を地上デジタル放送の伝送路と位置づける以上は、データ放送、携帯端末向け放送、マルチチャンネル等への対応も含めたフルサービスを前提にしなければならない

非常時のバックアップ体制のあり方について 地上放送は地域住民の生活に必要な不可欠の基幹メディアであり、衛星による代替伝送であっても、地上放送と同レベルのバックアップ体制が整備されるべき

視聴者負担の在り方について 一部地域の住民だけが、衛星放送による代替伝送を受信するために特別な負担が生じることは避けるべき

衛星利用が将来にわたるかなどのビジョンを明確にしないまま運用を進めると、地域の視聴者に大きな混乱が生じる。実用化とその時期については、諸課題を解決した後に、慎重に検討されるべき

ハイビジョン伝送を想定した場合のコストについて 衛星を利用した場合の費用負担については、経済合理性の観点から地上中継局との二重投資にならないよう検討すべき

仮に衛星再送信が中継局置局努力よりも先行する場合には、地上デジタル放送の多様なサービスの全体を享受しえないという視聴者への影響と併せて、衛星再送信が既に行われている中で中継局を置局しなければならない経営への影響等にも、十分留意する必要がある

衛星再送信の実用化が想定されるのは北海道だが、北海道は地理・地勢的な問題が極めて大きい特殊な地域であることに鑑み、地元放送局が中継局置局に可能な限り努力することを前提に、経営努力を超える中継局には公的補助を与えるなど、衛星再送信だけにとらわれることなく、妥当な方策を探るべき

通信衛星の活用については、BSデジタルテレビ放送の役割・位置づけも踏まえつつ、視聴者の意向、サービスの品質などに及ぼす影響等、多角的な見地からの検証が必要

(4) 地方公共団体の既存の通信インフラの活用

地上デジタル放送推進を目的にした公共分野での連携協力のような場合においても、このような放送事業者の公正な立場が損なわれることなく、放送の独立性と経営権が確保されることの重要性を改めて明確にすると共に、その制度、運用面での担保措置を完備させておくことが必要

(5) コンテンツの融合

既に放送事業者は、デジタル化による新たなサービス等について、多様な事業者との間で、活発な協力、協業の取り組みを進めているほか、番組制作者のコンテンツ制作への参画は、公平公正な契約に則って行われていることから、別段の措置を講じる必要性は認められない

コンテンツ制作への新規参入を推進することについては、それがそのまま優良コンテンツの提供、ひいては地上デジタルテレビ放送の普及につながるかどうか、視聴者の立場に立ってさらに議論する必要がある

公共分野における利活用の推進

岐阜県の実証実験でも明らかのように、それが放送事業者に対し何らかの収入を生み出す等、実用化のためのスキームを含めて検討される事を望む

こうした情報提供やサービスを公共的使命と位置付けるのであれば、それに見合う公共団体なり国の人材提供や資金援助などの支援を同時に検討研究すべき

高度なサービスについては、基幹メディアとしての地上放送の役割からも当然考えるべきテーマで、今後関係諸機関と協議して行くが、その枠組みについては各放送事業者の自主性を尊重すべき

「通信・放送融合」の積極的活用等による「円滑なデジタル全面移行」の実現

(1) 基本的な考え方

地上デジタル放送普及促進におけるケーブルテレビ事業者のこれまでの貢献度を無視することなく、今後も都市部における難視聴対策や条件不利地域の対応に、ケーブルテレビ事業者のインフラを第一に積極的に活用すべき

「2011年まで「6年」という限られた時間でデジタル移行を完了するには」IPマルチキャスト等、これから技術的に多くの検証が必要な手段よりも、技術的担保が比較的得られている従来手段に対して「可能なあらゆる手段を検討すること」が必要

IP再送信が地上デジタル放送の普及の加速に大きく貢献するとの考えには賛同できない。(一家に複数台の端末がある場合の対応等)

地上デジタル放送普及促進の牽引役となる重要な伝送手段として、ケーブルテレビ施設の設備拡充と高度化に対する支援政策を要望。(例えば、広帯域化/デジタル化/H.264・265QAM等の新技術導入/コミュニティチャンネルのOFDM伝送/データ放送における地域情報の提供等。)

早急に、中継局整備の全体像を明確化し、国民に説明し、中継局ロードマップの策定結果を踏まえた上で、他の伝送手段、スケジュールをあらためて検討すべき

集合住宅や難視聴解消共聴施設のデジタル化対応において、公営住宅や公共施設による電波障害解消共聴施設の対応を進めるために、予算措置を含め積極的な対応をとるべき

地上デジタル放送のIP再送信につき、国が技術基準の改定を行った場合、ケーブルテレビは既存システムの更改や追加設備投資が必要となるが、これに係る全てのケーブルテレビの費用は国が責任を持って負担

条件不利地域でのインフラ設置、サービス提供に対し、通信事業者及びIP再送信事業者等に国から何らかの補助を行う場合には、ケーブルテレビにも同様、同程度の補助を行うべき

IP再送信が、都市部の難視聴解消に大いに役立つというのは事実誤認(地上デジタル放送の場合、都市部における難視聴エリアはほぼ解消されると予想され、難視聴エリアが生じた場合には、ケーブルテレビを活用することで充分)

地上デジタル放送の全国普及のための基本的考え方については、(1)放送事業者による親局、中継局の整備(2)ケーブルテレビインフラの拡充・高度化の促進とその活用(3)地方公共団体のインフラの拡充と活用(4)小規模共聴施設の活用等により進めるべき

全国規模で事業を行うことは認めるべきではない。ケーブルテレビは歴史的に限られたエリアで事業を行っており、全国規模で事業を行うものとの間で「公平な競争」が担保されない

米国のデジタル化が14%で遅れているような表現になっているが、米国の場合はケーブルテレビの普及率が高くそのデジタル化も進んでいることを無視している。日本においてもケーブルテレビがデジタル放送普及に有効な手段である

(1) 基本的な考え方(つづき)

2011年までにデジタル化が難しい場合には、拙速に走らず、デジタル化開始時期を柔軟に見直して、国民間で不公平が生じないように配慮すべき

地上デジタル放送に競争原理を導入することは適当であるが、その競争条件を公正かつ適正なものに

税金を用いた施策の実施に当たっては、国民の利益になるものに限定し、特定の業界のみの利益になるようなものは行わない

地上デジタル放送がスタートしてすでに2年になろうとして今になって『中継局』の整備のための『ロードマップ作成』はおかしい

(2) 受信環境の整備

2011年のアナログ放送終了時点で各家庭にアナログ受像機が大量に残ることが予想されることに對し、具体的な対応策を示すべきであり、デジタルテレビの購入に誘導しているが、総合的な対策とはなっていない

2011年アナログ停波を円滑に行うための最も重要なことは、アナログTV受信機を2011年以降も使用できる環境を確保することであるが、ケーブルテレビの場合、STBを使用することによりアナログTV受信機の使用が可能であり、低廉なSTBの開発も含め、ケーブルテレビの高度化・拡充のため、国としても積極的な施策を講ずるべき

(3) IPマルチキャスト・衛星

全体について

「地域性の確保」は必須条件であり、地上波放送局からも強い要請があるところだが、いわゆる「区域外再送信」について、全国一律に同様の規制ではなく、アナログにおける現状を踏まえたうえで、特定の地域住民の不利益になったり、また既得権を損なわないように配慮すべき。例えば、地上デジタル放送の難視解消と並行し、1県3局以下の系列しか受信できない制度的難視の解消も早期に実現するべきで、IPマルチキャストによる地デジ再送信の試みが、ケーブルテレビの区域外再送信の規制強化につながらないよう特に留意すべき

基幹放送である地上波には、防災・災害放送等国民の生命にかかわる緊要で重要な要件が含まれており、伝達の信頼性が確保されていることを要するため、地上波以外の放送番組等の映像コンテンツのIP・衛星による配信とは、全く別な課題として捉えるべき

地上デジタル放送の再送信は、B-CASの使用を含めて、いかなる場合も100%の同一性の保持が担保されなければならない

CASとDRMの運用上での指針を整理

H.264などのMPEG2以外のCODECも積極的に利用

セキュリティ面での検討がない。不法に放送を中断ならびに改竄しようとなされないための具体的な対策が必要

地域情報(コミュニティチャンネル)を流すことが出来ない有線媒体を推進することは、これまでの政策と矛盾し、地域住民の利便を減殺

(3) IPマルチキャスト・衛星

IPマルチキャストについて

非常事態や災害発生時の信号不通の懸念などを十分に議論・検証し、問題のないことを確認したうえでなければ、IPの活用を推奨すべきではない

“条件不利地域に限定すればインセンティブが働かないので、全国でIP再送信を行う”ということであるが、その必要性はなく、IPマルチキャストによる再送信は、第1次答申案どおり条件不利地域での最終的補完サービスとすべきで、この場合にはケーブルテレビとの公正な競争が担保されるべき

現在ケーブルテレビに課せられている同一性の保持条件がIP再送信にも課せられるべきで、SDTV品質によるIP再送信は行うべきではない。同一性保持が担保されなくとも容認するような表現が各所に見受けられるが、これらは削除すべき

IPによる映像コンテンツの配信のビジネス展開は必要

IP再送信のための民間の技術規格は、CATV技術協会及び日本ケーブルラボにおいて行うことを総務省が確認するべきで、民間規格策定までの間は、公正な競争という観点と視聴者に混乱を生じない観点から、地上デジタル放送のIP再送信を実施すべきではない

IPマルチキャストについて（通信事業者との関係）

IP再送信の場合、アクセス系については一部を除き大部分はNTT回線を使用し、受信から画像処理、伝送、端末機器の開発等にもNTTの技術を用いると考えられる。したがって、もし、IP再送信を全国レベルで行うということであれば、NTTの事実上の放送事業参入ということになり、NTTのあるべき姿という観点から、法律を含めた制度上の重大な問題

条件不利地域に限定すればインセンティブが働かないので、都市でコストを回収することが必要であるという考えは容認できない

IP再送信の義務・スケジュールを明確化し、その上でコスト回収の範囲内でその他地域での再送信を認めるべき

セキュリティ面での検討がない。不法に放送を中断ならびに改竄されないための具体的な対策が必要

(3) IPマルチキャスト・衛星

衛星について

補完サービスといえども防災・災害放送などが求められる地上波の再送信に、同一性の保持ができなく、かつ気象条件の影響を受ける衛星は利用すべきではない

衛星による地上デジタル放送再送信を行うなら、技術的検討等に先んじて制度的な検討をケーブルテレビも含めた国民に開かれた場で行うべき

衛星による地上デジタル放送再送信の実施については、放送制度上の問題

衛星による伝送を行うことで、小規模地域での地上サテライトの設置が遅れるばかりではなく、設置されなくなる可能性が高い

衛星によるハイビジョン放送コスト(衛星回線使用料、地球局の運用経費)の負担の在り方について検討することが必要と記載あるが、主体事業者の収益性についての説明が無い

(4) 地方公共団体の通信インフラの活用

NTTとの公正競争の観点から、ケーブルテレビの全国視聴可能世帯数3,800万の拡充、高度化、地方公共団体のインフラの拡充・整備、更には両者の連携活用を積極的に促進すべき

地域公共ネットワーク等公共インフラのケーブルテレビ有効利用へさらなる規制緩和を望む

自治体のファイバーやHFC・無線など既存インフラを最大限に活用可能な方向で検討

デジタル放送ネットワーク整備は民間主導実施を原則とし、地方公共団体の既存インフラの活用を図る考えには賛同するが、地方公共団体のインフラ整備状況は地域的バラツキが多く、地デジ普及に活用できるか疑問。県内ネットワークの機能アップも含めた整備促進が課題

(5) コンテンツの融合

放送コンテンツの2次利用を想定した著作権処理の仕組みを検討し、現状放送で流れるコンテンツの著作権料は、地上放送で利用されただけで採算が合うように広告料の設定がなされビジネスモデルも確立されているが、問題はこれをVoDや別のサービスに利用しようとした場合などには、著作権処理は別途個別に契約を改めて締結しなければならない状況であり、二次利用の促進をするためには、著作権処理自体のプロセスを見直しその際の料率などの検討

「役務利用放送の著作権上の取扱いについては、政府は早急に検討に着手し、「IPインフラを用いた地上波再送信の実現に向けた目標」に示した時間軸も踏まえ、明確化を図るべきである。」とする意見に賛成

(6) その他の意見

今回の答申の取りまとめ経緯は、会議は非公開で行われ重要関係人に意見陳述の機会を与えないなど行政手続き上問題。IP再送信に関する整理等に際しては、ケーブルテレビ事業者を参画させるべき

「アナログ時と同等の放送エリアをカバーするインフラの整備」について、中継局の整備だけでなく難視聴解消共同受信施設(ケーブルテレビ・ミニサテ等)による受信者についても十分な配慮が必要。電波障害対策エリアおよび共聴施設管理者に対する指導、告知を(原因者および被害者ともに)

現状の『有テレ法』『通信事業法』等のままでは、事業のスピード・効率アップが難しい。法改正等の手段を講じるべき

「通信、放送融合」の為に法制面の整備

ケーブルテレビ事業者と放送事業者間のケーブルによる受発信の許可を

地域メディアを育成する従来の方策を根本から覆す答申案に反対

「共聴施設のデジタル化・ア・ミッドバンド帯域への周波数変換による対応」が記載されているが、ケーブルテレビによる対応についても是非記載されるよう要望

視聴における匿名性の維持はどこまで守るべきなのか、将来の広告ビジネスの発展や放送倫理の維持の観点なども加味した上で、改めて検討すべき。ただし個人情報保護といった観点から、視聴率以外の情報を採取する場合には必要最低限の物に絞り込む必要があると思われるので、その辺も併せて検討すべき

伝送路の融合の過程における建設について、大手通信事業者による中規模・大規模集合住宅への光通信設備設置工事費(ほぼ)100%割引での営業攻勢がある。節度ある競争が確保されない上での営業活動で作られた建設物積極的活用は、消費者の利益にならないのではないか

地上デジタル放送の受信可能地域を拡大する手段として電気通信役務利用放送を活用する場合、参入が見込まれる電気通信役務利用放送事業者とケーブルテレビ事業者との事前協議を必要条件とするべき。

中継回線として、ケーブルテレビ事業者の光ケーブルを活用すべき。また、ギャップフィルター装置についてケーブルテレビ局での利用を可能とするべき

公共分野における利活用の推進

『「デジタル放送端末を活用した電子自治体サービス提供基盤となるシステム」モデル仕様書』(案)が添付されているが、これは削除すべきで、ケーブルテレビ関係者等も入れて議論し、作成し直すべき

GIS活用型の防災情報提供システムについて、GISは、単に防災のみならず、都市計画等にも活用すべき

公共分野において地上デジタル放送を利活用するためには、ケーブルテレビ事業者のインフラの積極的利用を考えるべきであり、そのための施設の拡充・高度化を促進するべき

「通信・放送融合」の積極的活用等による「円滑なデジタル全面移行」の実現

(1) 基本的な考え方

ロードマップの公表は、年内のできるだけ早い時期に、全ての中継局を対象として行うとともに、その実行が担保されるよう国としての強力な指導や支援が必要

仮に整備が困難とされる中継局がある場合でも、その根拠とする事実について、技術面、経営面を含めあらゆる角度から徹底的に検証・精査し、事業者の自助努力を促すべき

あらゆる手段(IP、衛星等含む。)を用いて、現行放送エリアをカバーするべく、送受信環境の整備を進めていくこととなるが、その際には、視聴者や地方自治体に新たな負担が生じないようにするべきであり、低廉なデジタル放送受信機の開発、普及についても速やかに推進していくべき

「アナログ時と同等の放送エリア」や「現在アナログ放送を視聴している地域」という表現の意味するところは、現在、親局や中継局により放送波を直接受信(県域外受信含む。)しているエリアのみでなく、他の手段(共同受信施設、CATV等)で受信しているエリアを含んでいることを明確に示すべき

住民視聴者が現在と変わることなくテレビを視聴できる環境を整備することが最優先課題であることは疑いのないことである。業界の利害・既得権に配慮した結果として、2011年の7月までに現在視聴可能となっているテレビ放送が見えなくなるなど地域の住民視聴者にそのしわ寄せが及ぶようなことがあれば、地域住民の福祉を預かる地方公共団体としては、アナログ停波を絶対に容認できないことは、総務省ほか関係の業界は十分に認識すべき

中継局整備に対する公的支援が必要であるとすれば、国の責任で行うべき

中継局等の整備に対して公的支援を行うことは、本来、放送事業者が負担すべき経費を、納税者である市民に負担させるものであり、安易に行うべきでない

ケーブルテレビは、これまで中継局に「並行」又は「代替」する伝送手段として、更には地域の情報基盤として大きな役割を果たしており、デジタル化に当たってもその重要性は増すものと思われるので、政府としてもデジタル化対応への支援を更に充実する必要がある

期日までに受信できない地域が残される場合には、当然、アナログ停波を行わないようにし、デジタル化にともない新たな難視聴地域が生じないようにするべき

(2) 受信環境の整備

小型で低価格な受信機を普及させるよう受信機の製造メーカーを指導する必要がある

アナログ波が停止されること(= 現状のままでは、テレビ放送が見られなくなること)について、放送事業者と国は、あらゆる措置を講じて、国民の理解(同意)を得ていく必要がある

共聴施設をはじめとする様々な受信確保手段について、視聴者や地方自治体に新たな負担が生ずると認められる場合には、適切な支援を行うべき

各地域の放送事業者においても、D - paなどの団体組織に周知活動を任せきり、各事業者単位での情報公開・住民視聴者への説明が十分でないとの印象を受ける。2011年のデジタル放送への完全移行(アナログ停波)を実行に移すためには、地域住民の理解が必要不可欠であり、各放送事業者も、総務省の総合通信局と一体となって、周知活動を進めるべき

地上デジタル放送受信機の市場への出荷が少なく、アナログ受信機が依然として相当な比率で出荷されている状況に対して、その対応策として国民への周知の強化のみをあげているが、国内に存在する1億台以上ともいわれるテレビをデジタル対応にできるような生産体制についての対応策が示されていない

(3) IPマルチキャスト・衛星

全体について

IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラや衛星による地上デジタル放送を伝送することについては、市民の利便性の向上や多様なニーズに応えるという立場から、当然、積極的に推進されるべきであり、国はこれに必要な環境整備に努めるべき

IP伝送や衛星といった様々な手法はもとより、今後も登場する可能性のあるありとあらゆる手段について、業界の利害・既得権への配慮といった観点ではなく、各地域の住民視聴者の便益を優先するという観点から、検討を進めるべき

光ファイバ等の通信インフラ、無線ギャップファイラー、衛星等の活用や、放送番組のIP伝送等といった通信・放送融合の動向を踏まえた解決策については、単なる技術的検証を行うための実証実験等に留めることなく、その結果等を踏まえ、通信・放送関係の制度改革や各種補助制度の見直しを行うなど、地域における具体的な課題解決につながるよう積極的に取り組みを行うべき

地上デジタル放送のIP再送信や衛星事業者による地上デジタル放送の再送信については、地元CATV局をはじめCATV連盟等と十分な協議を行い、真に市民にメリットのあるものとするべき

IPマルチキャストについて

意見なし

地方公共団体等関連

(3) IPマルチキャスト・衛星

衛星について

意見なし

(4) 地方公共団体の既存の通信インフラの活用

意見なし

(5) コンテンツの融合

コンテンツ面において、従来のアナログ放送におけるコンテンツ配信の枠組みにとらわれず、デジタルならではの新たな機能を最大限に生かした民間の優れたコンテンツが放送事業者に集まる仕組みを構築していくべきとの方向性が示されており、大いに評価できる。今後、年内を目処に具体策を検討することとされているが、こうした流れを加速し、広く門戸を開くという方向で検討を進めるべき

放送事業者においては、公益的な立場にある事業者として、様々なコンテンツ供給者に対して公平かつ多様なコンテンツの提供基盤として積極的に放送プラットフォームの開放を進めるべき

政府においては、こうした動きが着実に進展し、多様なコンテンツ供給者とその創意工夫と活力を最大限に発揮できるような環境整備に取り組むべき

その他

総務省においては、放送事業者等単に関係業界に対してのみ情報提供を行うのではなく、各地域の自治体や住民において、政策の進む道筋について十分な理解が進むよう、積極的に取り組みを進めるべき。そのためには、東京の審議会会場において、地方公共団体の代表としての一部の自治体の意見を聞くということに留まらず、各地方総合通信局の機能を活用して、積極的な周知を図るべき

総務省(特に旧郵政省)だけでなく、政府全体として取り組む必要がある。経済産業省が所管する部品の保有期間が8年であるのに、アナログ波の停波は6年後であるという消費者保護の面での問題や、廃棄される古いテレビによる廃棄物問題などに政府全体で国策として取り組むべき

このままでは、アナログ周波数変更が予定通り進むか危惧されるとともに、そのコストが不透明ではないか

公共分野における利活用の推進

「電子自治体サービスの提供基盤」は、特に広域で防災関連情報を流す上で、大変重要な基盤になるものと認識される。よって、このモデル仕様に基づいた共通となる基盤の構築に向けた国の支援が必要

地方公共団体への支援の在り方について、例えば基盤システムの構築に当たっての交付金制度の導入など早急に具体化を図るべき

地上デジタル放送の電子自治体での利用については、セキュリティ対策を堅牢なものとし、個人情報保護の徹底を図る仕組みを講じるべき

「通信・放送融合」の積極的活用等による「円滑なデジタル全面移行」の実現

(1) 基本的な考え方

2011年の地上デジタル放送への完全移行(現行のアナログ放送停波)のためには、地上デジタル放送波によるカバーエリアを広げ、全国のテレビ視聴世帯をカバーすることが原則であるという事は言うまでもなく、今回の中間答申に盛り込まれた『「可能な限りすべての中継局ロードマップを年内に公開」するところが必要不可欠である』という部分を評価

地上デジタル放送を早期に普及させるには、地域社会におけるケーブルテレビの役割がこれまで以上に重要性が増すものと考えます。放送・通信融合型の無線伝送システムの開発・整備・運用についても、普及促進に寄与する伝送方式として採り入れるべき

光ファイバと無線システムを組み合わせた放送・通信融合型の無線伝送システムの実証実験・整備・運用に対する初期投資ならびに需要喚起への支援措置を拡充するべき

地方公共団体が利用する既存の無線インフラのうち、データ伝送にその用途が限定されている18 / 19GHz帯の利用について、条件不利地域内における地上デジタル放送の中継伝送等に用途を限定することを条件に、放送の再送信への一部利用が可能となるよう運用規定に特例措置を設けるべき

(2) 受信環境の整備

著作権保護運用ルールの見直しにあたっては、「私的複製(私的利用)」についての法的解釈に囚われるのではなく、放送事業者を含む著作権者の利益と利用者の利便性のバランスの観点からの議論が必要

「コピーワンス」等著作権保護の運用の見直しは必須であり、第2次中間答申にある「コピーワンス(one generation)」の見直しの方向に賛成する。私的利用の範囲、ドメインの規定や管理について、技術的課題や実現性を考慮した上で、利用者の利便性が確保されるように決めていくことが必要

著作権保護運用ルールの見直しにあたっては、市場に出ている現行製品について、利用者への影響を最小とする観点からの検討が必要

著作権保護運用ルールの見直しにあたっては、利用者の利便性については、目先の観点のみならず、将来のモバイルユースやホームネットワークなどの利用環境の変化も念頭におき、視聴者に不満が生じないようにすることが必要

受信機へのステッカー貼付については、それぞれの周知策との連動した相乗効果を期待すると同時に、国及び放送事業者の積極的な対応並びに、国の支援が必要

条件不利地域であっても、サイマル放送の重複期間を十分にとることで、アナログTVからデジタルTVへの買い替え、または、デジタルチューナを購入するための時間的なゆとりを十分に持つことで、市場の混乱を避ける手立てが必要

(3) IPマルチキャスト・衛星

全体について

視聴者の選択肢を広げるための新たな取り組みとして、情報通信審議会第2次中間答申に明示された内容を評価すると同時に、必要となる標準化作業などに対し、いち早く着手することを期待

「IPマルチキャスト利用の光通信インフラ」と「衛星インフラ」の2つの伝送手段に限定することなく、地上デジタル放送の普及への寄与が期待できる技術や伝送方式については今後も積極的に採り入れていくことが普及促進の点からも必要

既存の通信インフラの利用を先行的かつ積極的に取り組む地方公共団体に対しては、さまざまな伝送手段から複合構成された伝送路についても、その実施実験や制度環境整備とあわせ、国として積極的に支援し、同時に「域内ディバイド」の解消も図れるような施策との総合的な支援体制を早急に整えるべき

IPマルチキャストについて

技術規格策定のために、早急に体制を検討すべき。規格の策定にあたっては、視聴者の選択肢を増やすためにも、PCなどの様々な受信機での視聴を想定した規格とすべき

2006年中のIPによる再送信はSD、HDは2008年よりという期限を切っているが、原則として、そのようなスケジュールを取るとしても、技術検証の進捗に応じて、HDに関しても2008年以降に限定することなく、可能な限り早期の再送信が実現可能になるようにすべき

技術基準、規格の策定にあたっては充分検討する期間を設けるべきであり、かつ、送出プラットフォーム及び受信機の開発リードタイムを考慮して、都市部2006年SD開始は実験レベルに留め、本サービスは2008年のHD開始時にあわせるのが妥当

IP再送信を行うことは、地上波デジタル放送の視聴不可地域の解消となり、さらに視聴者の選択肢を増やすことにもなるため大切である。このため、放送事業者と通信事業者が合意の下で、積極的に進めるべき

IPインフラによる伝送は選択肢として残しつつ、最終的に電波が全ての地域に届くよう目指すべき

衛星について

高い圧縮技術による新たな技術方式として、具体的な例としてH.264が挙げられているが、これに限定することなく、幅広い技術から適当なものを検討すべき。また、複数の技術を規格として採用することも検討すべき

(4) 地方公共団体の既存の通信インフラの活用

地方公共団体の既存の通信インフラを活用する方式は、条件不利地域においてとりわけ多く適用されることが想定されており、放送事業者以外の者もなり得る整備主体について、現行の受信障害対策中継放送等や電気通信役務利用放送法の適用について、その地域社会に与える影響の公共的重要性に鑑み、地域の実情に合わせて一定の範囲で柔軟な運用が可能となるよう技術基準の拡充も含めた規定の見直し、明確化を図るべき

地方公共団体が実質的な役務放送事業者となるような条件不利地域内の難視聴対策として行われる地上デジタル放送の再送信は、事実上、送信地域が限定されることに加え、その公共的役割の重要性に鑑み、「再送信同意」が簡素な手続きで得られるよう放送事業者等との関係を制度上で明確に位置づけるべき

(5) コンテンツの融合

意見なし

その他

通信事業者等の民間事業者が商用ベースで利用する既存の無線インフラのうち、「放送」にその用途が限定されている22 / 23GHz帯の利用について、地上デジタル放送等の再送信等の放送用途に加え、その帯域の一部をインターネット通信に代表されるデータ通信の用途でも利用が可能となるよう運用規定の拡充を強く要望

テレビのインターネット接続率の向上策と接続率増加予測グラフを提示を求める

伝送路の光化促進にあわせて、デジタル放送に含まれる情報が透過性よく、視聴者の持つ家庭内機器に到達することが必要

公共分野における利活用の推進

行政サービスの基本仕様のガイドライン(全国均一化サービスの提供)策定し各地域における実現時期を明示すべき

行政サービスを受信するための機器について基本仕様のガイドラインを策定し、FCC(米国)の政策のようなガイドラインに沿った受信機の市場投入義務付けと受信機普及予測におけるガイドラインに沿った受信機占有率の提示をすべき

「通信・放送融合」の積極的活用等による「円滑なデジタル全面移行」の実現

(1) 基本的な考え方

Xデーの新聞広告について、国民が望んでデジタル化しているわけではないのに、Xデーから先はデジタルチューナーを購入するか、デジタル放送対応のテレビを購入しなければならないのは理解できない。機器を購入するにしても、デジタル化に対する費用負担については、これによって大きな利益が得られることが予想されるテレビ受信機製造業界、又は国が負うべき

いままで住民負担とNHK管理で稼動してきた地形難視聴受信施設や集合住宅のデジタル対応が期日に間に合わなければデジタル化により、受信空白区域が生まれる。費用負担等を含めて責任を持って対応すべき

アナログと比べて不便を強いられるデジタル放送など、余計なコストを払ってまで誰も移行しない。視聴者は画質や双方向性などには大した魅力を感じていない

地上デジタル放送を光ファイバーで伝送する方策は、地形難視聴地域での活用には有効であると考えられるが、地形難視聴地区は過疎地域が多く、費用圧縮が施設維持管理に重要な要因

防災分野での活用が検討されており災害時の情報伝達について代替手段を検討する必要がある、データ放送とブロードバンドを利用した双方向性サービスも考える必要がある

中継局の整備完了までの一時つなぎの技術に地上波デジタル放送との互換性の無いIP技術を使うべきではない

ケーブルテレビによる地上デジタル受信世帯数拡大は、直ちに地上デジタル放送のサービスエリアの拡大には結びつかない

(2) 受信環境の整備

アナログ受信機に関する周知

デジタル地上波の受信機器を普及させるには、周知の徹底と、現行アナログテレビと同程度の廉価な製品の投入が必要

国民がデジタル放送に対して関心があるか否か、また、アナログ放送停波について、知っているか等の調査結果は、殆どが否定的である

ステッカーによるアナログ放送終了の認知向上には疑問がある。チューナーを購入すれば現在のアナログテレビでも見られる

単独では使用不可となる旨を告知するシール貼付については、表示されているのはアナログ専用テレビだけであり、VTR・DVDレコーダーなどの録画機器に対しても同様の表示をさせるべき

広告ではアナログテレビにセットトップボックスを買いとかデジタル放送に対応しているケーブルテレビ局と契約すれば地上デジタル放送を見ることができるなどの周知のさせ方のほうが効果がある

(2) 受信環境の整備

受信機について

メーカーから出荷するテレビにデジタルチューナー搭載の義務をさせるべき

アナログ放送を終了するにあたり、その代替としてのデジタル放送は、災害発生時の情報についてB-CASカードが無い状態でも完全に視聴できるように、放送局、機器メーカーへ運用の改善を求める

B-CASカードの機能を十二分に活用すべき。B-CASカードを使えば、「NHKと受信契約して受信料を支払った視聴者のみ視聴可能とすれば、NHK集金人が不要になり経費節約になる」「B-CASカードと住所データを連動し、県境付近の県域外放送は視聴不可能とする」「定期的(1年毎)にNHKの受信料を支払わないとB-CASカードが機能しないようにすれば受信料不払い者が無くせる」「双方向機能を使い、完全な視聴率測定システムが可能になる」「B-CASカードの固有IDを録画情報に埋め込めば海賊版から違法複製者が特定できる」「B-CASカード利用に個人の身分証明情報の入力を必須にすれば不正受信が防止できる」

無料放送に関して、コピーワンス実施に条件を設けるなど何らかの規制、制限等を行う

コピーワンスについて

コピーワンス放送は諸外国に全く例を見ない厳格かつ一方的・硬直的な条件を視聴者に課していることが極めて問題であり、直ちに廃止すべきである。無条件での廃止が困難な場合は、音楽配信サービス「iTunes Music Store」で採用されている程度の軽DRMを採用し、5回程度の私的複製を可能とする技術を採用すべき

「コピーワンス」はデジタル化の中で「私的使用のための複製」の制限に繋がるばかりでなく、「ホームネットワーク」の足かせとなる恐れがある。「コピーワンス」から「ホームネットワーク内のコピーのフリー化」を考慮に入れた「コピーワンス」等著作権保護の運用を見直すべき

コピーワンスの運用について、放送ソースをそのままコピーされない為の、DTCPによる世代管理の大まかな概念は現行の通りでも構わないと考えますが、そこから派生するレート変換やアナログ信号経由による劣化コピーは視聴者による著作物の「公正利用」の概念からも、CPRMやCGMS-Aを廃し現状のアナログ放送と同様に開放すべき

B-CASカードも無駄以外の何物でもない。巨大利権のために無駄な器具を取り付けることで、機器の価格は無意味に上がり、さらに利用者は不便

課金システムの構築が一つの解決策。デジタル放送は、インターネット上での音楽や映像のコンテンツのダウンロード販売と変わらない。少額の課金であれば多くの消費者や権利者も納得する。課金という仕組みに拘らず柔軟性のあるコンテンツ保護のシステムを取り入れる事は重要。消費者に利便性を損なわないシステムを実現

パソコンやカーナビ、寝室の機器まで全て買い換えれば同等のことが可能だが、従来と同じことを実現するのに大きな出費が必要 22

(3) IPマルチキャスト・衛星

IPマルチキャストについて

IP-TVは地域限定にすべきではない。機器および本人認証によれば良いのではないが、コンテンツを場所を選ばずに見ることが事業規模の拡大につながり、デジタル化はそういう意味で放送法の改正を伴うものであるべき。利用者への便益、公共の利益を考えれば、難視聴地域における問題やビジネスマンの長期出張などにおける携帯端末でのIP-TV視聴は事業拡大のニーズにもつながる。そういう意味で、日本国内だけの視聴限定にすべきではないし、本人認証ができれば良い。BSやCSのコンテンツもIP-TVに配信できるようにすべき

「2008年のIP再送信の全国開始を確実なものとするためには、HDTV品質によるIP再送信に必要な受信機等に関する技術規格について、2005年内に検討の場を設置し、上記実証実験の成果等も必要に応じて活用しつつ、遅くとも2006年内に結論を得て、受信機の製品に着手可能な環境を整備することが必要

2005年中にIP再送信に関しての技術面・運用面での条件がどのようなプロセスに従い、明確にするかについてその過程を公表してほしい。また実証実験のあり方に関しても、オープンな形での検討とすべきである。放送の公共性の観点からも、特定事業者のための利益誘導にならないよう、これらのことは担保されているべき

衛星について

衛星を利用した地上デジタル放送再送信に賛同し、2007年からの予定を前倒しにて実施すべき

全国カバーが可能で、マルチビームでカバーする方式もある。また、個別受信ではCASカードやSTBの区域外持ち出しが可能となるが、共同受信方式だと設備の区域外への持ち出しは不可能で地域性の確保が容易にできる。全国ビームでの個別受信方式の場合、現行制度との整合性の検討が必要

JAXAは平成19年度打上予定の超高速インターネット衛星「WINDS」を開発中で最大1.2Gbpsの超高速双方向通信の達成を目指しているが、この高度技術を承継した平成20年度打上計画の民間衛星が実現すれば、広帯域トランスポンダの利用等により回線使用料は現行の4分の1程度に低減

衛星による地上波再送信は、現行のBSデジタル・110°CSと同じ方式とし、BSアナログ放送終了後の空き帯域および110°CS用の帯域のうちBSに近い側の周波数帯を割り当てることが望ましい

(4) コンテンツの融合

コンテンツ流通の促進のためにも、放送されるコンテンツの著作権処理に関して、民間努力に期待するだけでは、今後のコンテンツビジネスの発展に結びつかない、海外のコンテンツがますますインターネットを通じて普及するばかりで、国内の優良コンテンツサービスの発展がさらに阻害されることが憂慮される。放送局が今後のコンテンツビジネスを自由に行えるよう、放送コンテンツの2次利用のための権利契約の義務化とこれの制度化、インターネットでのコンテンツ提供の一定レベルでの義務化がされるべき

その他の意見

視聴者のテレビ視聴スタイルの90%は20型以下のテレビを「ながら見」しているため、テレビ受信機に要求されているのは「一人一台が可能な低価格で小型な気軽に見られるテレビ」であり、中間答申が想定している高画質大画面で居間で家族全員がそろって高画質番組を見ようというスタイルは極々一部の人に過ぎない。小中学生はへたすると100%テレビゲーム機のモニタとしてしか使われていない家電リサイクル法に基づきリサイクル料金の減免措置が必要。また、テレビだけでなく、録画機器も一斉に廃棄されることへの対応策の検討が必要

地上デジタル放送のサイマル規制は「1日の放送時間中3分の2以上」となっているが、全時間帯をサイマル放送とすべき

施設管理の明白性と経費圧縮、光ファイバー共架電柱管理経費の明白化と移設ルールの共通化、或いは電柱等所有者の独立化放送対象地域に対する規制を確保する必要はない。放送対象地域ごとの免許になっている現行制度を改定すべきである。デジタル放送の電話回線を用いた双方向サービスにおいて、NTT以外の固定電話会社でもサービスを利用できることを保証できる体制が必要

ケーブルテレビにおいては、「兵庫県内におけるテレビ大阪の受信」の様に県域放送局の域外受信が行われているケースがあるが、デジタル放送では認められていない。「現在アナログで域外受信を行っていること」「受信する域外局の同一系列局が域内に無いこと」の2点を条件にケーブルテレビがデジタル放送の域外受信を行うことを認めるべき

電波の有効利用を真に考えているならば、まず放送業界のリストラから検討すべきではない。行政による放送業界に対する手厚い保護姿勢は見直すべき

県域にこだわらない効率的な中継局整備を

今後、ブロードバンドインターネットの浸透に伴い、CATVや無線による放送が、デジタル放送も含めて無用の長物になるという視点が全く欠如しているのは、中間報告の大きな欠点

CATV事業者のFTTH事業者への移行や、デジタル停波によるさらなる周波数の開放を、具体的に検討すべき

地上デジタルテレビでは、これまでのチャンネル操作だけでなく、より多様な、ある程度の双方向性を持った操作が可能となる。このインターフェースに関して、ぜひ障害者のための配慮を

ケーブルテレビ事業者がIP(光)電話を兼営することは、放送・通信の高度化に伴う設備投資に見合う収入を得る上で当然の動きである。一方で0AB～J番号の付与されたIP(光)電話は、従来の固定電話網を代替する可能性を持つ

そこで地方の人口少ない地域(特に山間部)では、ケーブルテレビ網(もしくは共聴施設)に固定電話やインターネットサービスを集約するのが効率的。そのため、地方に限ってはサービスを行う事業者の一本化や、通信事業者とケーブルテレビ事業者が協力して設備を共同使用することを想定すべき。それを推進するためのルール作り・環境作りが必要

その他の意見（続き）

「IPの分野においても、同様の目的を実現する技術としてIPマルチキャストが実用化されているが、現在、この方式を前提とした地上波再送信は認められていない。」は事実誤認

「視聴者の端末まで、物理的に全チャンネル伝送が行われているか否かを基準とする必然性には乏しいと考えられる。」とあるが、これには全面的に賛成

標準的なマルチキャストをそのまま利用した場合には、ある局舎(その局舎の下流の局舎も含む)に属する視聴者の誰も要求していないチャンネルはその局舎には伝送されないので、修正すべき

「当該要件が充足されているか否かは、IPマルチキャストに対応した端末のインターフェースが、「視聴者に対し、チャンネル選択における操作性・一覧性等の面で従来のテレビと同様の環境を実現しているか否か」を基準として評価」というのは電気通信役務利用放送に対しては無意味であり、修正が必要

公共分野における利活用の推進

地上デジタル放送の普及が地方公共団体の情報提供、ITリテラシーの向上に寄与するのが明確であると答申ではうたいながら、地域のブロードバンド化に対する対策との関連性が明確にされていない。多くの自治体が地上デジタル放送の普及促進とブロードバンド普及とを異なった施策として取り組んでいるのが現状であり、単に通信・放送の技術的融合をうたうだけでは、地方公共団体、放送事業者、既存のケーブルテレビなどの再送信事業者、通信事業者などそれぞれの事業者が明確な目標を持つことが出来ない

平成 17 年 9 月 30 日

総 務 省

(社)地上デジタル放送推進協会

アナログ受信機へのシール貼付による 2011 年アナログ放送停波告知の開始

総務省では、アナログ放送の終了時期に関する認知度の現状(1割未満)を踏まえ、アナログ受信機の新規購入に際して必要な注意喚起を行う観点から、販売されるアナログ受信機に、2011年7月24日以降当該受信機が単独では使用不可となる旨告知するシールを貼付することを(社)地上デジタル放送推進協会の協力のもと、販売店、メーカー等と連携して開始することと致しました。

なお、本件は、本年7月29日に公表した「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割(情報通信審議会第2次答申)」において提言いただいたものです。

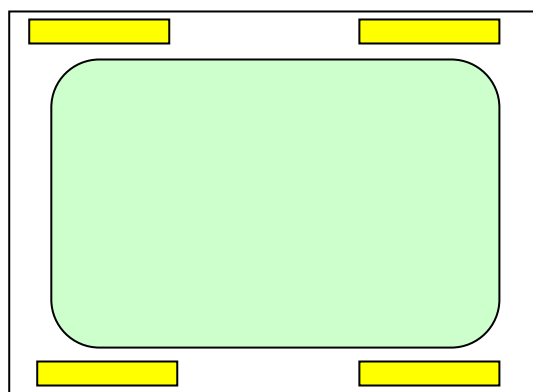
1 告知シールの図柄(第一段階)

【図柄】



15mm × 70mm

【基本的な貼付方法】



四隅のいずれかに貼付する。

2 進め方

(1) 第一段階 : 販売店に店頭展示されたアナログテレビに対する貼付
店頭展示されたアナログテレビについてシール貼付を販売店等に要請し、協力を得られた店舗において実施します。

本年10月22日(土)より、ご協力いただいた販売店等において、準備が整い次第、順次店頭貼付を開始します。

なお、より効果的な告知を図る観点から、シール貼付にあわせて、ご要望に応じて説明資料や2011年アナログテレビ放送停波告知用ポスターを配布します（参考資料1、参考資料2）。

（2）第二段階：メーカー出荷時の貼付

協力を得られた各メーカーからのアナログ受信機内蔵製品出荷時にシールを貼付します。

現在、アナログテレビについて2006年6月から開始することを目標として、関係者とともに検討しております。

対象はアナログテレビのみならず、DVDレコーダー、ビデオレコーダー、パソコン等に拡大する方向で検討しています。

既に実施済みの取扱説明書、カタログに加えて、梱包箱などへも表記する方向で検討しています。また、引き続き店頭対応なども実施し、更に効果を高める方向で検討中です。

（参考）「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（本年7月29日 情報通信審議会第2次答申）」

「通信・放送融合」の積極活用等による「円滑なデジタル全面移行の実現」

第1章 「2011年デジタル全面移行の確実な実現」に向けた基本的な考え方
受信環境の整備

1 アナログ受信機に係る周知について

(3) 今後の方策

さらに、販売店店頭が消費者との重要な接点であることを踏まえ、消費者に対する適切な情報提供を行う観点から、消費者に対する「アナログ放送の終期」に関する周知を徹底し、例えば、アナログ受信機に、2011年7月24日以降当該受信機が単独では使用不可となる旨告知するステッカーを貼付する等の取組を検討することが急務であり、本年中の開始を目処に対応を進めることが望ましい

（連絡先）

総務省情報通信政策局地上放送課

担当：磯課長補佐、土田計画係長

電話：03-5253-5792（直通）

FAX：03-5253-5794

Xデーは、 2011年7月24日。

現行のアナログテレビ放送*は、2011年7月24日に終了いたします。

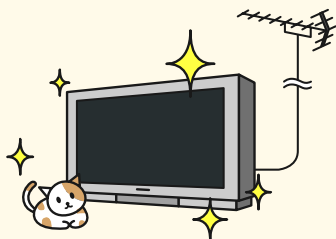
シールのご説明

2011年 アナログテレビ放送終了
地上デジタル放送をご覧いただくには専用チューナーが必要となります。総務省

このシールは、アナログチューナーのみが搭載されているテレビに、貼付しております。アナログテレビ放送の終了以降このテレビをご利用される場合、下記の対応が必要になります。購入に際しては正しくご理解の上、ご判断ください。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地上デジタルテレビ放送を視聴するためには？

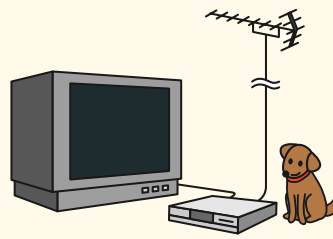
テレビを買い換える



現在アナログテレビをお使いの方は、地上デジタル放送対応テレビをお買い求めになれば、ハイビジョンの高画質や、データ放送などのデジタル機能をお楽しみいただけます。テレビによって機能、特徴等が異なりますので、詳しくは店頭で御確認ください。

*UHFアンテナの設置が別途必要な場合があります。

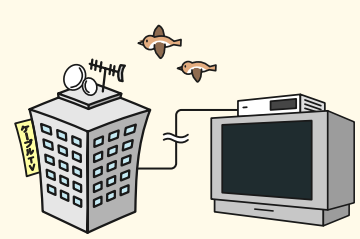
デジタルチューナーを買い足す



現在お使いのアナログテレビをアナログテレビ放送終了以降そのまま使用する場合、デジタルチューナーを買い足す必要があります。なお、お使いのテレビの機種によってはハイビジョン放送や一部のデジタル機能をお楽しみいただけません場合があります。

*UHFアンテナの設置が別途必要な場合があります。

ケーブルテレビで視聴する



ケーブルテレビ専用のセットトップボックスを使用し、現在お使いのアナログテレビで地上デジタルテレビ放送をご覧になれる場合があります。ケーブルテレビによっては、地上デジタル対応テレビやデジタルチューナーが必要な場合もございますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

アナログテレビ放送終了までのスケジュール



地上デジタルテレビ放送の受信に関するご相談、お問い合わせは

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター 電話:0570-07-0101

(社)地上デジタル放送推進協会 D-PA ホームページアドレス <http://www.d-pa.org/>



Q1 アナログテレビとデジタルテレビは何が違うのですか？

A1

映像や音声を0と1のデジタル信号に置き換えて送信することがデジタル方式です。従来のアナログ方式と比べて、より高品質な（ゴーストや雑音のない）映像と音声を受信することができます。また、デジタル化により、高画質・高音質なハイビジョン放送、いつでも必要な情報が得られるデータ放送、双方向サービス、移動体・携帯端末向けサービスなど高度な放送サービスが実現されます。

Q2 2011年にアナログテレビ放送を終了することが国の法令で決まっているとのことですが、具体的にいつ決まったのですか？

A2

平成13年の電波法改正により、アナログ周波数変更対策（※）に国費を当てるための要件として、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することとされました。これを踏まえて作成された放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）等において、その使用期限を平成23年（2011年）7月24日（計画変更の公示の日（平成13年7月25日）から起算して10年目の日）と規定されました。

※地上デジタルテレビ放送のための周波数（チャンネル）を確保し、混信が起きないようにするため、現在のアナログテレビ放送の周波数（チャンネル）を変更（引越し）する必要があります。そのための対策がアナログ周波数変更対策です。

Q3 なぜ、地上デジタルテレビ放送へ移行するのですか？

A3

地上テレビ放送のデジタル化により、ハイビジョンによる高精細な画像をはじめとした今までにない高度で多彩なサービスを提供できるようになります。また、現在アナログテレビ放送で利用していた周波数帯の一部を携帯電話や新たな無線サービスなどで利用することが可能になり、関連産業への大きな経済波及効果も期待できます。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

Q4 全部のテレビを買い換えないといけないのですか？

A4

基本的には、現在お使いいただいているテレビを全て地上デジタル対応にする必要があります。（地上デジタルテレビ放送を視聴するための方法は、表面をご覧ください。）

Q5 今使っているビデオ（録画機）も、6年後には使えなくなるのですか？

A5

ご使用になる環境や接続方法により異なりますが、多くの場合、専用チューナーや地上デジタル対応テレビに接続することによって、引き続きお使いになれます（ただし、ハイビジョン録画ができない機種では、標準画質で録画されます。）



2011年7月24日。 アナログテレビ放送*はご覧いただけなくなります。

すべての地上テレビ放送は、アナログからデジタルへ移行することが、国の法令により定められています。

国民の皆様には、2011年7月までに、アナログテレビについては地上デジタル放送対応テレビに買い換えるか、または、デジタルチューナーを買い足していただく必要があります。

DVDレコーダー、ビデオレコーダー、パソコンなどのアナログチューナーも使えなくなりますので、ご注意ください。機器の購入に際しては、正しくご理解の上、ご判断ください。

※ここでは、地上アナログテレビ放送の意味で使用しています。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



地上デジタル放送対応テレビにはこのマークが入っています。目安にしてください。

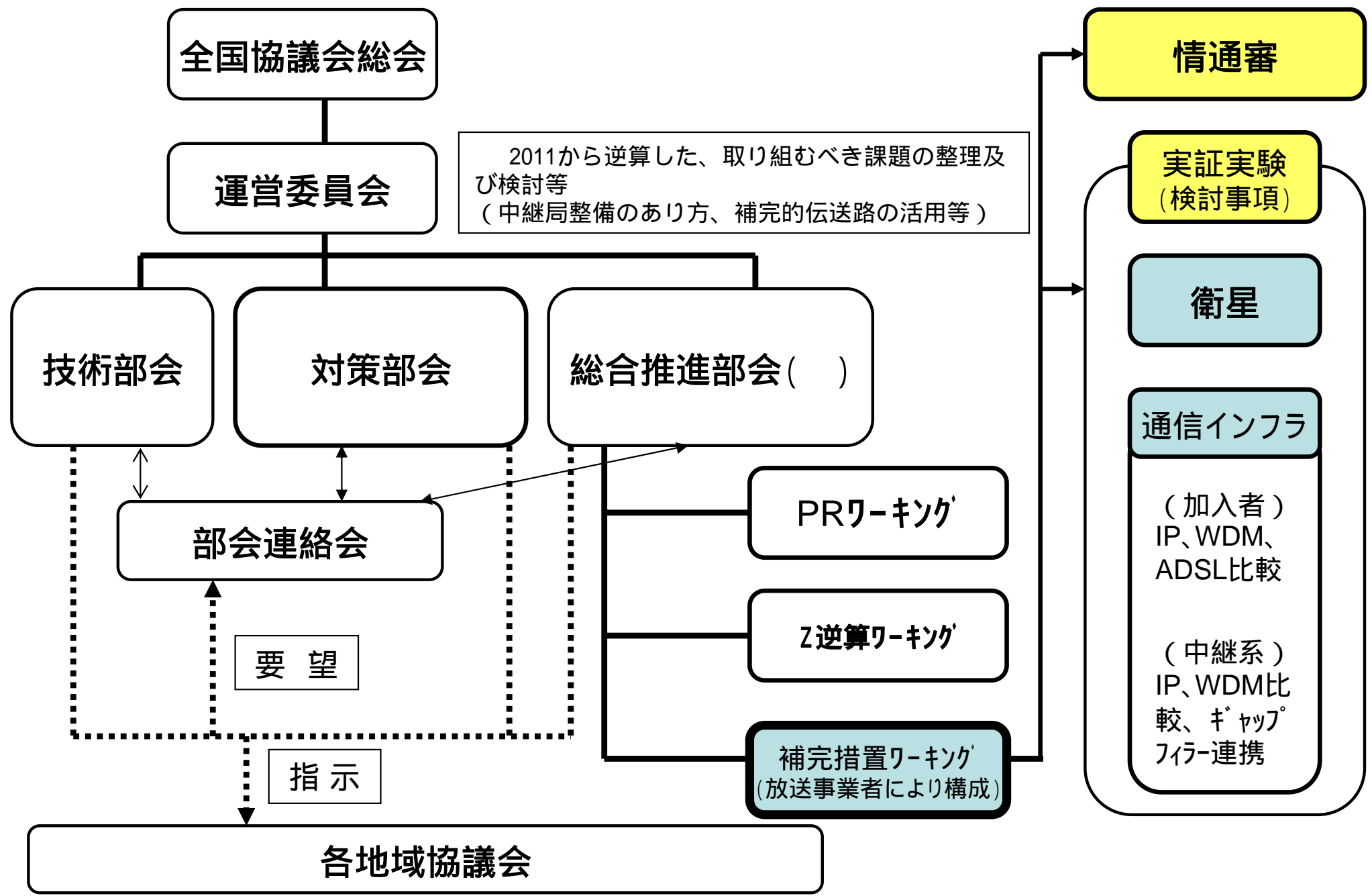
地上デジタルテレビ放送の
受信に関するご相談 お問い合わせは

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
電話：0570-07-0101

D-PA ホームページアドレス
<http://www.d-pa.org/>

総務省・(社)地上デジタル放送推進協会[D-PA]

全国協議会の組織等



補完措置WGについて

1. 目的

地上デジタル放送に関する情報通信審議会第二次中間答申、都道府県等地方自治体からの要望等を踏まえ、IP、衛星その他の地上波放送の補完措置のあり方について、検討を行う。

このため、総合推進部会の中に、表記WGを設置する。検討結果については、審議会における今後の検討や、補完措置に係る実証実験の評価等に対し、反映を図る。

2. 検討項目

(1) IP関連

- 2005年度に実施予定の実証実験の項目、評価等。
- 2006年度実施が提言された再送信のあり方等。
- 2008年度実施が提言された再送信のあり方等。

(2) 衛星関連

- 2005年度に実施予定の実証実験の項目、評価等。
- 2007年度実施が提言された再送信のあり方等。

3. 構成

本WGは、放送事業者から構成することとする。必要に応じて、地域協議会等から参加を求めるとともに、技術的事項等について有識者からヒアリングを行うこととする。

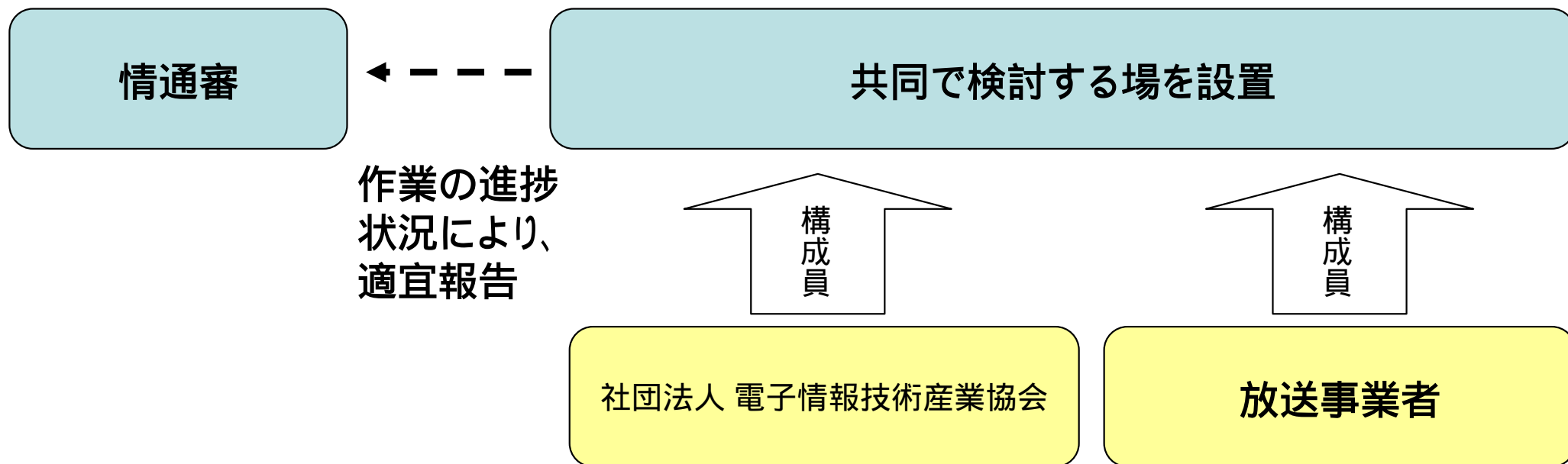
4. スケジュール等

- (1) 実証実験や、審議会の検討の進捗状況等も踏まえつつ、平成17年度中を目処に一旦とりまとめを行うことを目標とする。
- (2) 本WGで検討される要件等に沿った具体的な技術規格の選定の進め方等については、今後の検討課題とする。

社団法人地上デジタル放送推進協会 技術委員長
社団法人BSデジタル放送推進協会 技術委員長
関 祥行

第2次中間答申を受け、「著作権の保護」及び「視聴者の利便の向上」の双方に配慮しつつ、「コピーワンス」等、著作権保護の運用の見直しを進めるため、放送事業者及びメーカーによる検討の場を設ける。

今月中にも、具体的な検討に着手。年内に一定の方向性を得ることを目標とする。



地上デジタル放送推進に関する検討委員会

平成17年10月6日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

1. ケーブルテレビ(含小規模共聴施設)の積極的な利活用についての議論を

自主放送 : 1,800万世帯

地上波再送信 : 2,600万世帯

地上波再送信視聴可能世帯 : 3,800万世帯

(置局計画との合理的連携)

公共団体ネットワークとの連携

(u-Japan政策への貢献)

2. 2011年アナログ停波時残存アナログTV受信機対策についての議論を

3. IPによる映像伝送は時代の流れで当然

然し、地上波の再送信は事前に関かれた場で十分な議論と確認を

HD品質、同一性の保持

技術規格の策定

4. SD品質によるIP再送信は国策に反し、技術的後退
実証が必要な場合は、地域を限定した実験

5. 衛星による地上波の再送信は事前に十分な議論を
同一性の保持
気象条件による停波
制度上の検討

6. 諸条件確認後の通信会社のIP再送信への参入は当然
但し、NTT(及び実質支配する会社)の参入には、事前に、国民に関わ
れた場での議論を
放送事業への参入
公平な競争環境の担保
ドミナント規制

以上

1 「コピーワンス」等、著作権保護の運用の見直し

「コピーワンス」等著作権保護の仕組みの運用の柔軟化と併せて、不正なコピーに対する監視や警告を実効性をもって行う組織や、不正コピーに係る適切なリスクの分担を実現する社会的な仕組みづくりに向け、関係者による検討の場を設けて検討に着手

2 IP再送信に関する整理等

「地域限定」「同一性保持」「著作権保護」など、IP再送信において確保されるべき技術面・運用面の条件について整理し、公表

上記の検討と並行して、放送事業者、通信事業者、メーカー等関係者の参加を得て、当該条件を担保する「技術的手段」と「その運用方法」の確認と検証等を行うための実証実験に着手

再送信を行う目的、主体やその性格など、2006年から実施されるIP再送信の具体的な進め方について、放送事業者や通信事業者等関係者の参加を得て検討

HDTV品質によるIP再送信に必要な受信機等に関する技術規格について、検討の場を設置し、実証実験の成果等も必要に応じて活用しつつ、受信機の製品に着手可能な環境を整備

第2次中間答申 ~ 今後の検討課題 ~

3 地上デジタル放送の「伝送路」としての衛星の利用

「技術的検証」及び「視聴者に対する情報提供」という二つの目的の下に、放送事業者等関係者の参加を得て、早急に実証実験を開始し、結論を得るとともに、当該結論については広く視聴者に周知

並行して、遅くとも2007年中を目処に衛星による地上波再送信の伝送を開始することを目標として、以下のような事項の検討に着手

ア 新たな圧縮、伝送方式の規格化など、技術的条件の整理及び国の技術基準の明確化

イ 地上デジタル放送の進捗状況等を踏まえた上での、再送信の対象とすべき地域や開始時期

4 コンテンツの融合

デジタル放送のコンテンツ制作に際し、放送事業者がその創意・工夫を最大限に発揮することを可能とする観点から、現在のサイマル放送の在り方について早急に検討
デジタル放送のコンテンツ制作に、より多様な人材やノウハウの導入が促進されるための具体策について

ア 放送事業者における外部制作者の活用の現状

イ 放送事業者のコンテンツ制作に係る諸外国の政策、等を踏まえつつ、検討